AKI

Aozora
<u>Key Information</u>

あおぞら キー インフォメーション

2012. 1月 VOL.75

あおぞら人事・労務サポート 発行

1. 労働基準監督署へのメール窓口が開設されました。(平成23年11月1日~)

この11月1日から、労働基準監督署へ労働基準法違反などを一般の労働者がメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」が開設されました(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001tcg5.html)。特に、賃金不払い残業(サービス残業)、職場の長時間労働などの労働基準法等における問題を中心にしています。今までは、労働者が労働法の関係で役所に相談をしたいときは、職場の所在地を管轄する労働基準監督署や都道府県労働局に電話などで相談していましたが、電話や来所だといざとなると、しり込みしてしまったり、開庁時間内に相談できない人もいるだろうということから、メールでの情報受け付けも始めることになりました。メールとなれば、もっと気軽にアクションが起こせます。メールには、会社名や所在地、そしてどういう状況での問題が起きているかの情報提供を受け付けるものの、匿名のメールでも受け付けてもらえます。日頃、円満な労使関係だったとしても、何かのきかっけで険悪な関係となり、会社を辞めるとなったときに、今までの労務問題を持ち出して、メールで急に激しい文体で会社を非難するような内容を書いて連絡をしてしまうということも考えられるでしょう。監督署は現時点では、受け付けた情報に関する紹介や相談に応じることはしないとはするものの、今後、こちらで受け付けた情報をもとに会社の臨検調査の対象会社を選定することも十分に考えられると思います。現時点では、労働基準法等(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、作業環境測定法、じん肺法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法)に限定している問題のみを受け付けていることと、このメールでは公益通報者保護法に基づく労働者の方からの公益通報は受け付けておりません。会社では、より一層の法令順守に努めるとともに、就業規則等をしっかり整備して、問題社員

2. BCP (事業継続計画)の策定 (www.chusho.meti.go.jp/bcp/)

から会社を守るような制度を構築することが、重要となってくるでしょう。

東北太平洋沖地震による地震・津波による企業施設、交通網や電力供給への被害、タイでの洪水による海外工場の被害は未だに人々の記憶に残るところですが、経営活動を続ける中で、天災または人為的な災害により資源や施設に不可避の影響が生じる可能性があります。このような災害等によるダメージを受けた際に、事業活動における重要な中心業務を継続・早期復旧するための計画を BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)と呼びます。中小企業庁では中小企業向けの BCP 策定に関わる「中小企業 BCP 策定運用指針」を定めています。この指針では、BCP を策定し継続的に運用していく活動や管理の仕組みとして「BCP サイクル」を掲げており、「BCP サイクル」は次の 5 つのプロセスで構成されています。この 5 つのプロセスを循環的に行い(⑤から①へ再検討)、BCP を管理するということです。

- ①事業を理解する: 中核事業・重要業務の特定、目標復旧時間の決定、被害の想定、復旧費用・損失等の財務分析
- ②BCP の準備・事前対策を検討する: 事業継続のための代替案の検討、事前対策の検討・実施
- ③BCP を策定する: BCP 発動基準を明確化、BCP 発動時の体制を明確化、事業継続に関する情報の整理と文書化
- ④BCP 文化を定着させる: 従業員への BCP 教育の実施、BCP 訓練を実施、BCP 文化を醸成
- ⑤BCPの診断、維持・更新

計画はあっても、情報が少ない、従業員に浸透していない場合には有用といえず、この①~⑤のプロセスを繰り返すことが重要です。同庁の「中小企業 BCP 策定運用指針」のページ(www.chusho.meti.go,jp/bcp/)では、上記プロセスの詳細に沿った情報提供をしていますので、参考になるのではないでしょうか。

● 編集後記 ●

ここのところ、六本木ヒルズの高級会員制クラブやホテル日航というセレブ感漂う場所に行っています。といっても、阿波踊りのショー出演で行かせていただいているだけですが…。先日は、テレビでみたことのある財界トップや政界の有名人、芸能人の美食パーティーに出演。テーブルのお品書きをのぞいてみると、フォアグラやキャビア、イベリコ豚などの高級食材が羅列!なんだか内臓脂肪がつきそう(笑) 私たちも、三ツ星レストランのシェフが作ったおにぎりの差し入れをいただきました。皆様、2012 年もどうぞよろしくお願いいたします。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士 秋山幸子(登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野支部)